

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

西南戦争遺跡は明治10年（1877）に起こった西南戦争の激戦地およびその関連地で構成される遺跡群であり、平成25年（2013）3月27日に国の史跡に指定された。史跡は熊本市北部とその西隣接の玉東町にまたがって所在し、熊本市側は道路、石橋、公園などで構成されている。

西南戦争遺跡を構成する田原坂（熊本市）や吉次峠（玉東町）は、西南戦争における初期の戦場であり最大の激戦地である。当該地については以前よりその重要性が認識されており、田原坂公園では西南戦争後80周年にあたる昭和32年（1957）に「西南役戦没者慰靈之碑」（通称「慰靈塔」および「慰靈碑」）を建立して周囲の公園の拡充整備を実施し、昭和58年（1983）には田原坂資料館（平成27年に「熊本市田原坂西南戦争資料館」にリニューアル）が建設された。その後も公園整備や行事などが実施され、地域振興の大きな柱としてその歴史を継承してきた。

このような中で、平成8年（1996）に文化庁より出された「近代遺跡調査実施要項」において、西南戦争遺跡は本要項が対象とする調査遺跡の選択基準を満たすものであった。平成15年（2003）11月には文化庁記念物課長から「近代遺跡（軍事に関する遺跡）の詳細調査について」の依頼があり、平成20年（2008）6月には文化庁調査官の現地視察がなされた。この時、隣接する玉東町教育委員会で西南戦争遺跡の調査が開始されたことが判明し、また同年の国道建設事業に先行して発掘調査を実施した山頭遺跡では多数の小銃弾や薬莢などの西南戦争関連遺物が出土し、官軍の塹壕跡も確認された。

以上のことから、急速に西南戦争遺跡の調査・保護に対する機運が盛り上がり、平成21年（2009）8月には「植木町・玉東町西南戦争遺跡群連携保存活用協議会」が発足し、国指定史跡に向けて両町が連携を図ることとなり、植木町教育委員会では平成21年10月から田原坂周辺の調査を開始した。平成22年度に植木町と熊本市が合併したことに伴い、同年度以降は熊本市教育委員会が調査主体となった。平成25年（2013）3月27日に国の史跡に指定されてからも熊本市は単独で調査を続け、令和7年（2025）3月にこれまでの調査成果をまとめた総括報告書を刊行した（調査の詳細は第3章）。

周知啓発事業については、平成22年度より玉東町と連携して戦跡の保護・活用に努め、平成24年度まで市民向けに「戦跡ガイド養成講座」を実施した。平成25年度からは「西南戦争歴史講座」と改称し、直近の調査報告や戦跡をめぐるウォーキング、学識経験者等を招いた座学などを実施し、現在まで継続して西南戦争とその戦跡の周知に努めている。

西南戦争遺跡がまたがる玉東町は平成28年（2016）に保存活用計画を策定しており、熊本市でも西南戦争遺跡とその関連地も含めた一体的な保存と活用、および玉東町と足並みを合わせた整備を図るため、令和7年度より国庫補助事業として『史跡西南戦争遺跡保存活用計画（熊本市編）』を策定するための委員会を立ち上げ、内容の検討を行った。

なお、玉東町域の西南戦争遺跡に関しては前述の玉東町が策定した保存活用計画（『史跡西南戦争遺跡保存活用計画（玉東町編）』）で既に言及されているため、本計画は熊本市に所在する史跡および関連地にのみ言及する。

第2節 計画策定の目的

本計画は、西南戦争遺跡とその関連地の本質的価値およびそれらを構成する要素を広く共有し、その適正な保存活用の基本方針や現状変更等の史跡の保存管理における取り扱い方針、整備の基本的な考え方や適切な管理・運営体制等の方向性を定めることを目的とする。それにより、西南戦争遺跡とその関連史跡を将来にわたって保存し、次の世代へつなげていくとともに西南戦争が正しく理解されるように啓発を続けていく。

第3節 委員会の設置と経緯

(1) 委員会の設置

史跡西南戦争遺跡保存活用計画（熊本市編）の策定にあたっては、保存及び活用・整備にかかる基本方針に関する検討・審議のために、令和7年（2025）7月15日に「熊本市国指定等文化財の保存活用計画策定委員会（西南戦争遺跡）」（以下、「策定委員会」）を設置した。

①策定委員会委員（五十音順、敬称略）

	氏名	役職	専門分野
副委員長	淺川 道夫	日本大学教授	軍事史
委員	落合 弘樹	明治大学教授	日本近代史
委員長	小畠 弘己	熊本大学名誉教授	考古学
委員	高木 恭介	元植木町教育長	地元
委員	平山 愛	植木温泉女将会	地元
委員	前川 清一	熊本市文化財保護委員会委員長	石造物

任期：令和7年7月15日～令和9年3月31日

②オブザーバー

氏名	役職
	文化庁文化財部史跡部門調査官
能登原 孝道	熊本県教育庁教育総務局文化課
宮本 千恵子	玉東町総務課兼教育委員会

③府内部会

関連計画や関連事業との整合性を図り、保存活用における方向性を明確にするため府内部会を設置し、各意見を計画に反映させた。構成部局は以下の通り。

- ・北区役所 区民部 北区土木センター維持課
- ・北区役所 区民部 北区土木センター植木地域整備室
- ・北区役所 区民部 植木まちづくりセンター
- ・北区役所 区民部 北部まちづくりセンター
- ・農水局 北東部農業振興センター 農業振興課
- ・経済観光局 観光交流部 観光政策課
- ・文化市民局 文化創造部 文化財課（事務局）

(2) 委員会開催の経緯

策定委員会は、令和7年度（2025年度）に3回、令和8年度（2026年度）に3回、合計6回開催する予定である。

第4節 計画の対象範囲

本市には西南戦争の痕跡を残す場所や遺跡等は数多く存在するが、本計画における対象範囲は、国指定史跡西南戦争遺跡およびその周辺の関連地とする。詳細は下記のとおり。なお、対象範囲に所在する石造物や建造物については別途詳述する。

①史跡西南戦争遺跡の指定地

- ・田原坂本道（一の坂、二の坂、三の坂）
- ・田原坂公園
- ・豊岡の眼鏡橋

②官軍墓地

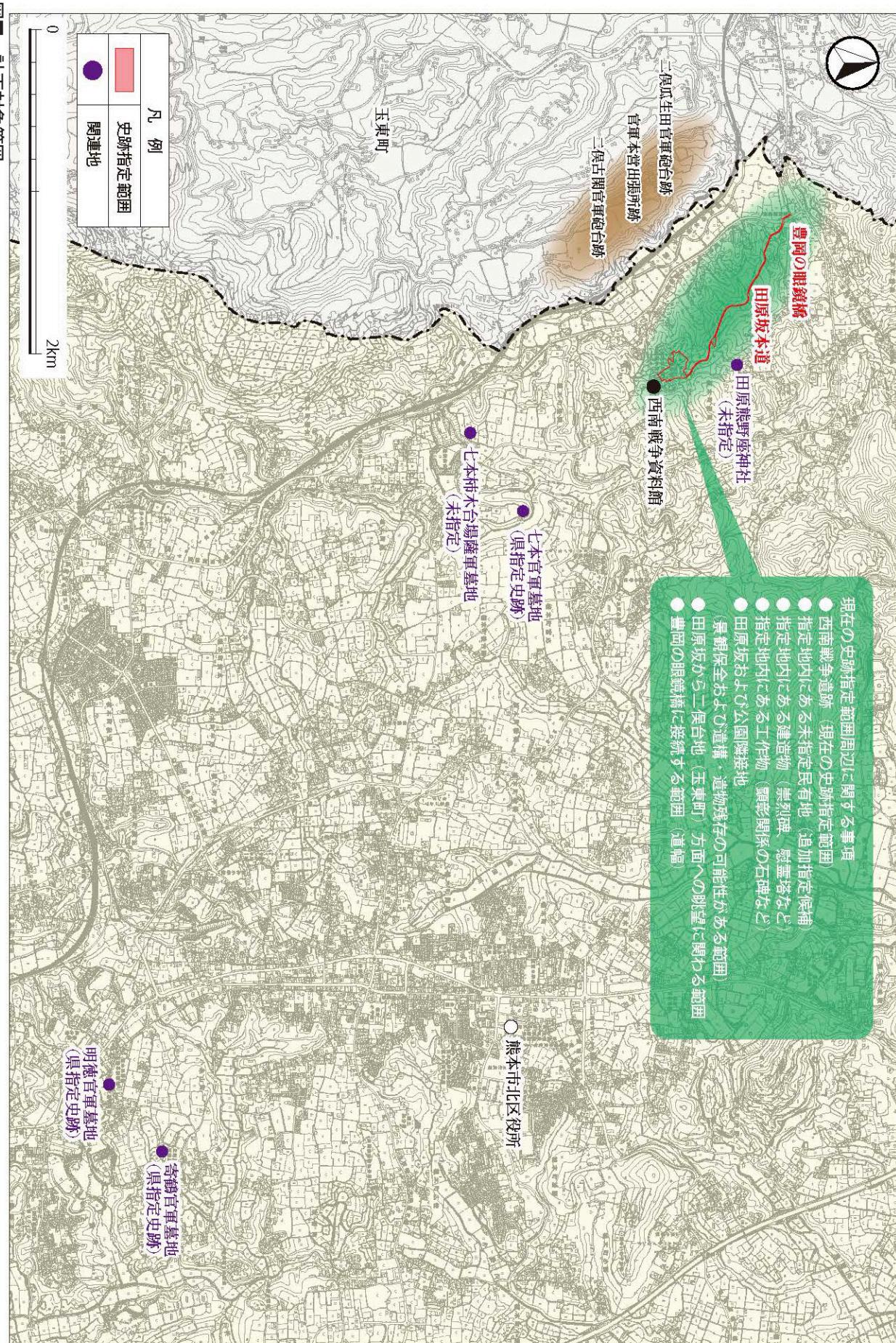
- ・熊本県指定史跡 七本官軍墓地
- ・熊本県指定史跡 明徳官軍墓地
- ・熊本県指定史跡 寄鶴官軍墓地

③西南戦争当時の景観を形成する範囲

- ・田原坂および田原坂公園隣接地
- ・田原坂から二俣台地（玉東町）方面への景観に関わる範囲
- ・豊岡の眼鏡橋に接続する範囲（道幅）

④未指定の関連地

- ・田原熊野座神社
- ・七本柿木台場薩軍墓地 など



第5節 関係法令・計画等

(1) 関連法令

本計画の策定にあたって考慮すべき関係法令は以下の通り。(表□参照)

①文化財保護法

本計画の対象である西南戦争遺跡は、文化財保護法第109条第1項に基づき指定された国指定史跡である。そのため指定地は文化財保護法の対象となり、その範囲で現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第125条第1項に基づいた文化庁長官の許可を得る必要がある。文化財保護法第129条の2により「史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる」と定められている。

また、史跡周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地であり、土木工事等調査以外の目的で当該地を発掘しようとする場合には、文化財保護法第93条第1項に基づく届出あるいは同第94条第1項に基づく通知が必要である。

②河川法

西南戦争遺跡の範囲内である豊岡の眼鏡橋は、菊池川水系の準用河川（中谷川）に接している。

③都市計画法

西南戦争遺跡の指定地および本計画で対象とする範囲の一部は、市街化調整区域および都市計画法第34条第11号に基づく区域（集落内開発制度指定区域）、あるいは用途地区に指定されている。対象となる範囲については図○に示す。

④都市公園法

田原坂公園、七本墓地公園（七本官軍墓地）、薩軍墓地公園（七本柿木台場薩軍墓地）は都市公園に位置付けられている。これにより、公園内で公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならないとされている。

⑤森林法

二の坂、三の坂周辺および西南戦争遺跡周辺の景観に関わる範囲が森林法による地域森林計画区域の範囲である。これにより対象の範囲内にある民有林の樹木を伐採する際は、伐採を開始する90日前から30日前までの間に、熊本市長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要である。

⑥道路法

田原坂本道（一の坂、二の坂、三の坂）、中谷川に架かる豊岡の眼鏡橋及び当該橋梁に接続する道路は市道認定されており、道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は道路管理者の承認が必要である。また、当該道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を

使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

⑦国有財産法

七本官軍墓地および明徳官軍墓地は国有地である。国有財産法第22条第1項に基づき熊本市が無償貸付を受けている。

⑧熊本県文化財保護条例

七本官軍墓地、明徳官軍墓地、寄鶴官軍墓地は、熊本県文化財保護条例第35条第1項に基づき指定された県指定史跡である。そのため、同条例第39条第1項の規定に基づき、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

表■ 対象地と関係法令一覧

対象地	関係法令
史跡西南戦争遺跡指定地	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法 ・河川法 ・都市計画法（法第34条第11号指定区域、市街化調整区域） ・都市公園法 ・森林法 ・道路法
七本官軍墓地	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産法 ・都市計画法（市街化調整区域） ・熊本県文化財保護条例 ・都市公園法
明徳官軍墓地	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産法 ・都市計画法（用途地区） ・熊本県文化財保護条例
寄鶴官軍墓地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法（市街化調整区域） ・熊本県文化財保護条例
西南戦争遺跡周辺の景観を形成する範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法（市街化調整区域、法第34条第11号指定区域） ・森林法
未指定の関連地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法（市街化調整区域、法第34条第11号条例指定区域） ・森林法

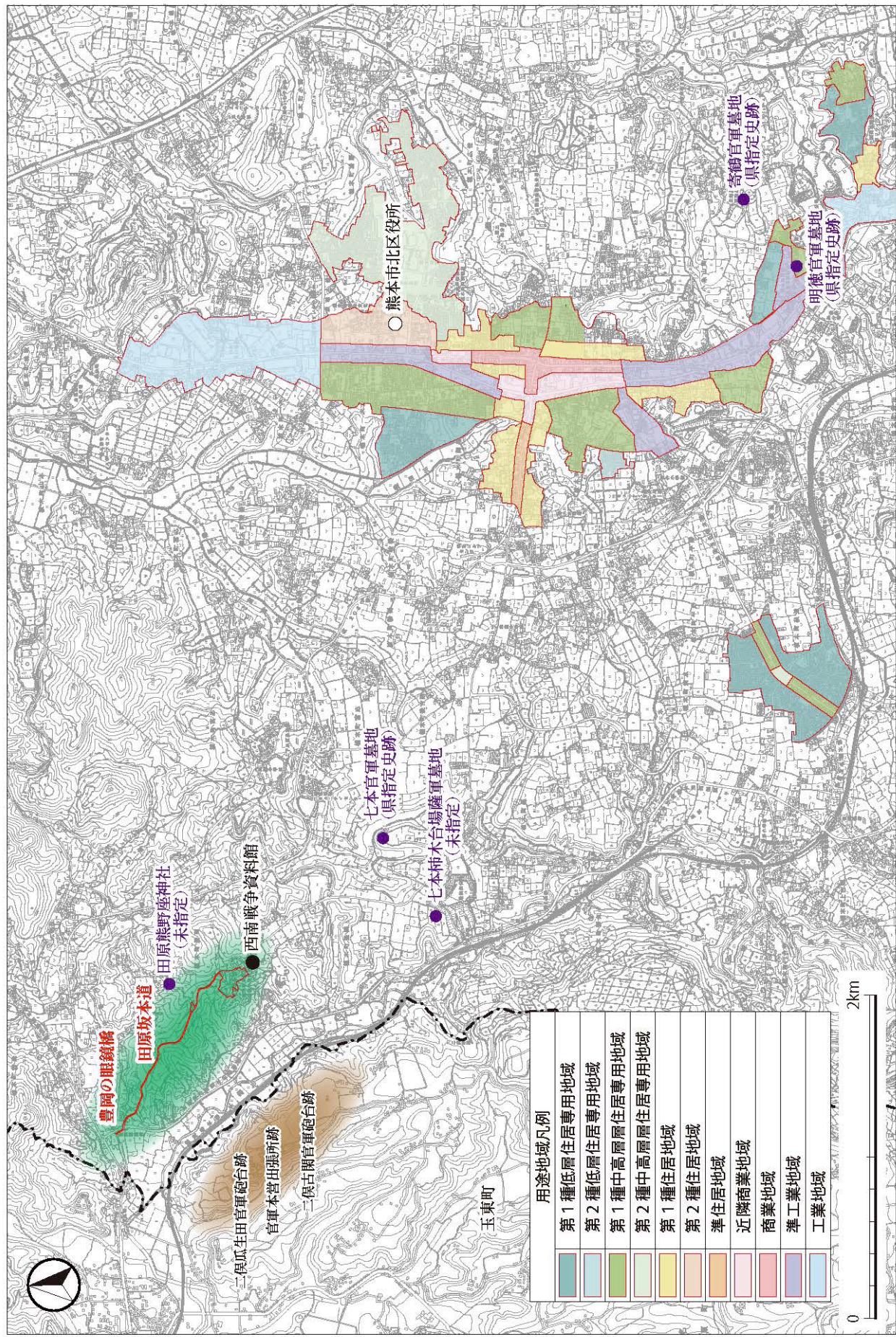


図 ■ 田原坂周辺の用途区域図

(2) 関連計画

本計画の策定にあたり、整合・関連を図るべき計画を以下に示す。

①熊本市第8次総合計画【令和6年（2024）3月策定】

本市における最上位の計画。本計画と関わる内容は以下の通り。

ビジョン2 市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を実現するまち

2-2 世界を魅了する都市ブランドの向上

豊かな水と緑、歴史と文化、にぎわいに満ちた中心市街地など本市の魅力を最大限に引き出し、世界が憧れ、市民が誇りを感じるまちをつくります。

ビジョン6 すべての市民がより良い暮らしを営むまち

6-4 文化芸術が持つ多様な価値の活用

本市が誇る歴史的文化遺産が適切に保存されるとともに、文化芸術に触れる機会が多く提供され、多くの市民が文化芸術に親しめるまちづくりを進めます。

②熊本市文化芸術推進基本計画【令和7年（2025）3月策定】

基本施策Ⅲ 文化芸術の継承と活用

<取組1>文化財や伝統文化・食文化等の継承

<取組2>シビックプライドの醸成と地域コミュニティの活性化

③第4次熊本市環境総合計画【令和4年（2022）3月策定】

基本方針3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

施策3-1 文化財等を保存し活用する

地権者や継承団体などの理解や協力を得ながら、計画的に有形・無形文化財や民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物などの歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し後世に継承していきます。

④第2次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）【平成30年（2018）9月改訂】

4) 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備

①自然環境の保全

【豊かな自然環境の保全・活用】

田原坂、岩野山の周辺は、歴史文化と一体となった貴重な自然環境や生物多様性の保全・活用を図ります。

③レクリエーション拠点

【身近な自然環境を活用したレクリエーション拠点の整備】

田原坂は、田原坂公園を中心に観光・レクリエーション拠点としての活用を推進します。

⑤熊本市教育振興基本計画【令和6年度（2024）～9年度（2027）】

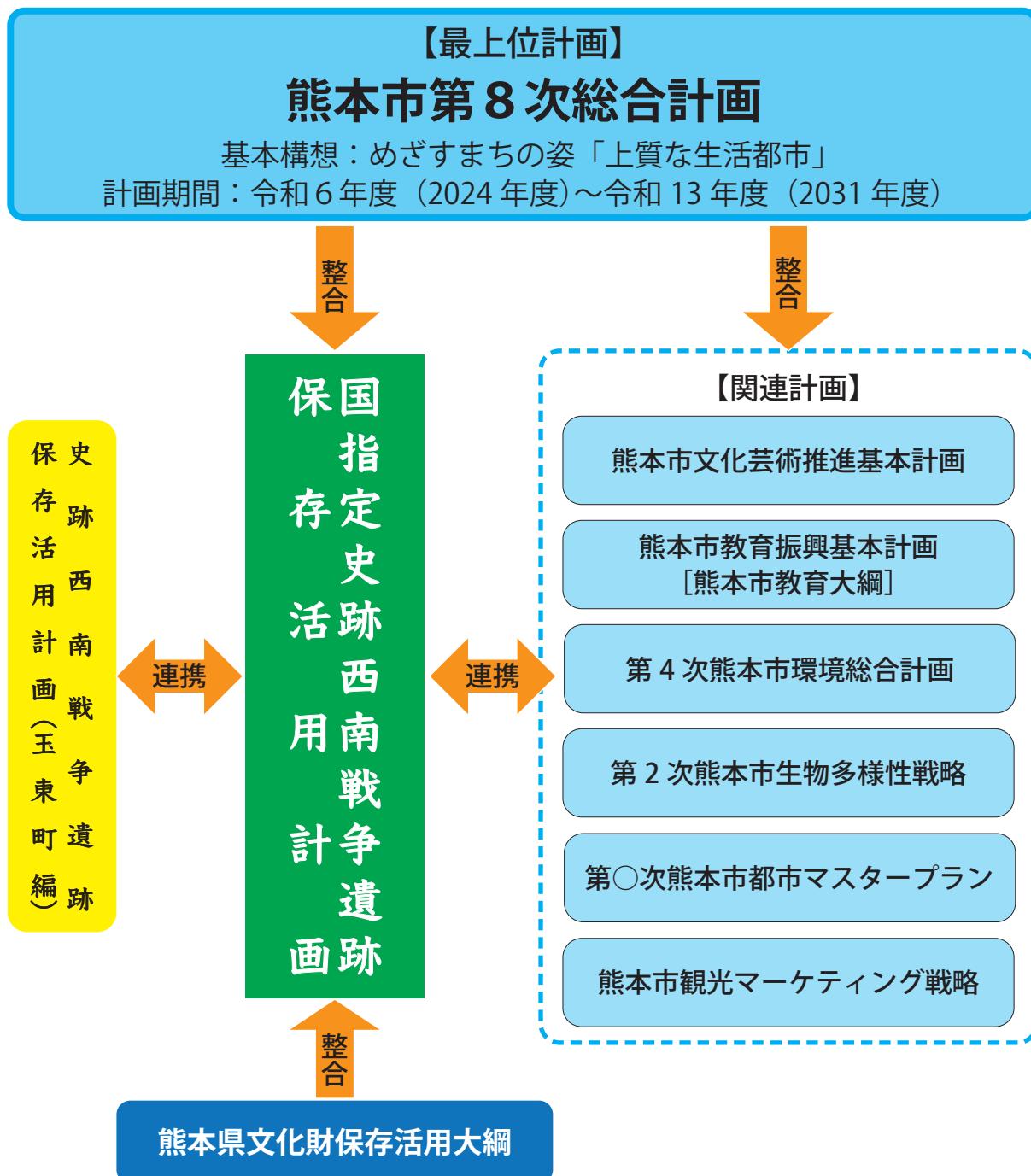
基本方針（6）市民が身近に親しめる文化芸術の振興

②歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用

⑥熊本市観光マーケティング戦略【令和6年（2024）3月策定】

基本施策1 – (3) 観光資源の魅力創出

戦略プログラム①歴史文化のストーリー化による回遊性向上



図■ 本計画と関連計画の位置付

第6節 計画期間

本計画の計画期間は、策定の日から10年間とする。なお、記載している施策・事業の進展や地域社会等の変化等への対応を考慮し、必要に応じて計画内容を見直しながら引き続き検討を進める。

熊本市の施策・事業について具体的な内容は「第10章 実施計画と経過観察」に示す。